

## 症例報告

# PC 作業で生じる手指から前腕の違和感に対する鍼灸治療

喜島 顕<sup>1)</sup>

【抄録】目的：ジストニアとは自分の意思とは関係なく筋肉が収縮し、異常な姿勢や運動が続く状態である。両肩の凝りと右手指の違和感を訴えて来院された 1 例を報告する。対象と方法：50 代の女性。事務職。主訴は X-11 年頃から右前腕部～拇指・示指の運動障害と運動制限。X-9 年に A クリニックを受診。「ジストニア」を疑われて B 大学病院・脳神経内科を受診し、MRI(頭部及び頸部)・筋電図の検査を受けたが、病名の特定には至らず、診察は終了した。当院には X-6 年から受診。施療は本治法で右手指の症状に対しては単鍼による局所治療。両肩の凝りに対しては低周波治療も併用した。治療頻度は月 3~4 回だったが、両親の介護や転居等で多忙となり、通院の頻度が大幅に減少した。結果：本治法による鍼灸治療は肩凝りに対しては少々であるが改善傾向が見られた。右手の運動障害では特に拇指の背屈制限が目立っていたが、なかなか改善は難しいと思われる。考察：「確定診断の必要性」から、X-4 年 5 月にセカンドオピニオンとして近隣の整形外科の紹介状を通じて C 病院・脳神経内科を受診し、ジストニアの確定診断が下された。その後も諸般の雑事の合間に通院を継続されている。

Key Words：ジストニア，不随意運動

1) 喜島鍼灸院院長

## 1, はじめに

ジストニアとは自分の意思とは関係なく筋肉が収縮し、異常な姿勢や運動が続く状態である。鍼灸臨床においてジストニアと診断された患者に遭遇する機会は限定的であるが、その多くは仕事や趣味など特定の動作に関連する「局所性ジストニア」の様相を呈する。今回、両肩の凝りおよび右手

指の運動障害を主訴に来院した症例に対し、鍼灸治療を実施する機会を得たので、その経過を報告する。なおここで用いた方法は、本治法に基づく鍼灸による全身の調整法である。

## 2, 症 例

50 代の女性、事務職。主訴は右前腕部～拇指・示指の運動障害と運動制限

### 3, 現病歴

X-11 年頃より PC 操作時に右手に違和感を自覚。その後、母指・示指の運動障害により PC 操作や細かな家事動作に支障を来すようになった。X-9 年に A クリニックを受診した際、ジストニアが疑われ B 大学病院脳神経内科を紹介受診。頭頸部 MRI および筋電図検査を受けたが、確定診断には至らなかった。X-6 年、全身の緊張および右手指の症状緩和を目的に当院を受診した。

### 4, 鍼灸治療と経過

当院受診後、施療は本治法を基本とし、全身状態を整えた。右手指の外転ができない症状に対しては、三焦経と大腸経を狙った単鍼による局所治療と、外転と伸展がしやすくなる自動運動を指導。両肩の凝りに対しては硬結部に鍼と灸で施術。僧帽筋と広背筋の緊張をとる目的で低周波治療も併用し、さらに 3 番鍼での鍼治療と温灸を加えた。治療頻度は当初は月 3~4 回だったが、両親の介護や転居等で多忙となり、通院の頻度が月に 1 回になった。

### 5, 結 果

本治法を中心とした全身調整により、肩凝りや全身性の緊張感には一定の改善傾向が認められた。一方、主訴である右手指のジストニアによる運動障害(特に母指の背屈制限)については、施術直後に一時的な軽減は

みられるものの、長期的な寛解には至っておらず、改善には難渋している。

### 6, 考 察

本症例の主訴である右手指の運動障害は、PC 作業における同一動作の反復が誘因となった局所性ジストニアの病態を示唆する。患者の性格傾向として几帳面かつ完遂思考が強く、自身の身体症状よりも介護等を優先してしまう傾向があった。これは、ジストニア患者において指摘される「過度な集中傾向」とも整合する。本例のジストニア様症状を呈する患者には、心身の緊張を解くためのプライベートな時間の確保と、定期的なメンテナンスの重要性を指導する必要がある。また、鍼灸師としては、ジストニアが疑われる症例に対し、神経内科領域に知見を有する医療機関を事前にリストアップしておくこと、および迅速な診療連携(紹介状発行等)を整えておくことが、QOL 維持のために極めて重要であると考えられる。

### 7, 結 論

本症例において、鍼灸治療は肩凝りや全身の過緊張緩和に寄与し、ジストニア様症状を悪化させる一因となる心身のストレスを和らげる効果が認められた。今後も患者の動作習慣へのアプローチを含め、継続的なサポートを行いたい。

### 参考文献

1. 鈴木俊明, 谷万喜子. ジストニアと鍼治療. 東京: アイベック. 2006